

新規採用職員紹介

6月1日付で、飯南病院へ採用しました。

大上 綾子(看護師)
古林 恵美(臨床検査技師)

※11ページの「飯南病院便り」で詳しく紹介しています。

身体・知的障がい者相談員を ご存知ですか？

身体・知的障がい者相談員は、障がい者やその家族からの相談に応じて、助言や指導、関係機関との調整を行い、障がい者に対する理解を深める活動を行っています。

飯南町では、2名の方を相談員として委嘱しています。相談内容などプライバシーは固く守られますので、お気軽にご相談ください。

- 身体障がい者相談員
信高 正美(佐見)
- 知的障がい者相談員
松下 清之(畑田)

地方創生にむけて

まち・ひと・しごと創生の概要

昨年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、国では人口の現状と将来への展望を示した「長期人口ビジョン」と、そのビジョンを踏まえ平成27年度を初年度とする5か年の政策目標や施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。これを受けて都道府県や市町村では、平成27年度中に「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定しなければなりません。

飯南町でも、町民の方をはじめ、産業界や教育機関、金融機関、労働者、メディア等にも参画していただく「飯南町まち・ひと・しごと創生推進会議」を設置し、人口減少対策に関する施策の検討を行い、今年9月を目前に「飯南町人口ビジョン」及び「飯南町版総合戦略」を策定します。

飯南町の人口は、昭和30年代の1万3千人をピークに、減少の一途をたどっています。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口予測や国勢調査の結果によると、65歳以上の高齢者人口は既にピークを過

春の叙勲

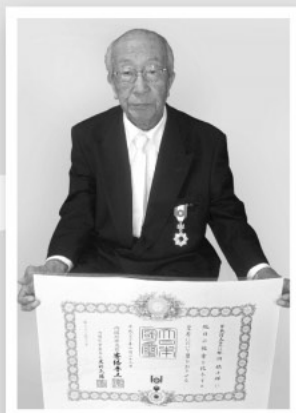
おめでと〜ございます〜

飯南町から2名の方が春の叙勲を受けられました。

旭日小綾章
那須 穂士輝さん(八神)

那須穂士輝さんは、昭和36年から昭和56年まで及び平成5年から平成16年まで旧頓原町議会議員、平成17年1月から平成25年7月まで飯南町議会議員として、豊富な経験と卓越した識見をもって通算11期40年5か月にわたり地方自治の発展に尽力されました。

在職中は、旧頓原町議会議長及び飯南町議会議長、中国地区町村議会議長会会長をはじめ、様々な



那須穂士輝さん



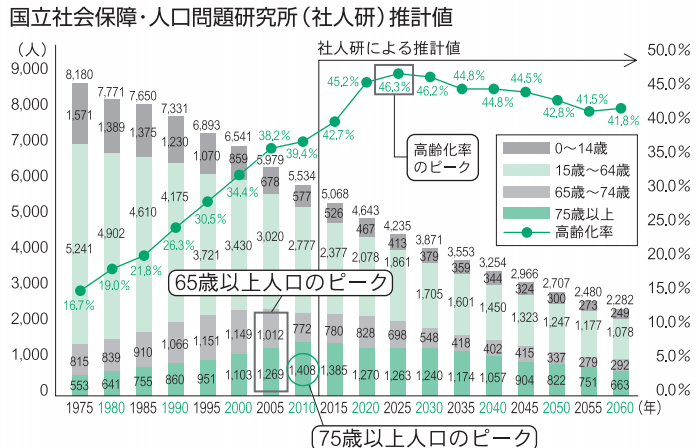
安部朋次さん

要職を歴任され、多方面にわたり、地域の発展に大きく貢献されました。

旭日双光章
安部 朋次さん(野萱)

安部朋次さんは、平成5年から平成16年まで旧赤来町議会議員、平成17年1月から平成25年7月まで飯南町議会議員として、豊富な経験と卓越した識見をもって通算6期20年6か月にわたり地方自治の発展に尽力されました。

在職中は、旧赤来町議会議長、飯南町議会総務厚生常任委員会委員長をはじめ、様々な要職を歴任され、多方面にわたり、地域の発展に大きく貢献されました。



年の目標や取り組みをまとめます。飯南町版総合戦略においては、国が定めた4つの基本目標について、重点的に取り組む施策や政策ごとの達成すべき具体的な目標に関する検討を進めます。

- 基本目標
- ①地方における安定した雇用を創出する
- ②地方への新しいひとの流れをつくる
- ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

策定スケジュール
「飯南町まち・ひと・しごと創生



5月12日 第1回「飯南町まち・ひと・しごと創生推進会議」



6月4日「合同会議」でのワークショップ

推進会議は、5月12日に第1回会議を、6月4日には総合振興計画策定委員会との合同会議を開催しました。

飯南町の人口の現状などを踏まえ、今後重点的に取り組んでいく施策に関して、委員からは「Uターンの支援を充実させることが重要である」「小児科診療日を増やすことはできないか」「どのような施策を進めるにしても、長期的なプランで継続性を持って取り組むべきである」などの意見がありました。

町では今後、委員からの意見・提案などを反映させながら、9月中旬の策定に向けた作業を進めていきます。

■お問い合わせ／飯南町人口対策本部(事務局企画財政課)
電話 76・2864

子育て世帯 臨時特例給付金 が支給されます

支給対象者／基準日(平成27年5月31日)において平成27年6月分の児童手当を受給する方。

※ただし特例給付を受給する方(児童手当の所得制限限度額以上の方は対象となりません)。

対象児童／支給対象者の、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

※平成27年6月1日以後に生まれたお子さんや平成12年4月1日以前に生まれたお子さんは対象外です。

支給額／対象児童1人につき3000円(10月中旬支給予定)

申請手続き／支給対象者には町から申請書を発送しています。申請は、児童手当の現況届の手続きとあわせて行いますので、提出期限(6月30日)までのご提出をお願いします。

※公務員の方は、平成27年6月分の児童手当を支給する所属先から申請書が配布されますので、平成27年5月31日時点で住民票がある市町村に申請をしてください。

■お問い合わせ
住民課
電話 76・2213